

「市民活動支援事業」を募集 ～市民協働のまちづくりをめざして～

「市民活動支援事業」の令和2年度の募集を開始します。この事業は福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野で活動する団体に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成するものです。

1 支援方法

公益的な市民活動を行うために新規に設立された団体または、市と協働で事業を行う市民活動団体へ次のとおり支援金を交付します。

なお、制度改正（平成30年度）前までの既存の団体には経過措置を設けています。

①立上げ支援型・協働型

支援金の種類	支援金の上限額	支援金の交付回数
(1)立上げ支援型 (4月1日時点設立2年未満で今まで支援金を受けていない団体または現制度の立上げ支援型支援金を2回まで受けたことのある団体)	初回10万円 2回目以降5万円	3回
(2)協働型	支援対象経費の2分の1	制限なし

※(2)協働型とは、行政と協働し市の課題解決に向けた事業を行う団体への支援金です。

②経過措置（制度改正前までの助成を受けたことがある団体または助成を受けたことがなくても平成28年3月31日までに設立されている団体）

支援金の上限額	経過措置の期限
5万円	令和2年度（今年度）まで

2 支援の対象となる団体

- ・ 5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上であること。
※経過措置は2名以上
- ・ 団体の事務所の所在地または代表者の住所が市内にあること。
- ・ 市内で市民活動を行っていること。
- ・ 団体構成員以外の人に対する活動(事業)を年間12日以上行うこと。
※年間とは、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
※新型コロナウイルス感染拡大防止による各種会議、イベント等の自粛や中止の状況によっては、年間必要とする活動日数を変更する場合があります。

- ・ 市から他の委託料及び補助金を受けていないこと。
- ・ この支援金以外に他の収入が確保できる団体（立上げ支援・協働型）

3 支援の対象となる経費

事業をするための直接経費です。

例) チラシなどの印刷代、会場使用料、活動資材の購入費、郵便代など

4 応募方法

- (1) 申請書 各市立公民館、三木南交流センター、市民活動センター、市役所市民協働課窓口にある申請用紙に必要な事項を記入し応募してください。
申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 受付期間 4月1日(水)～5月29日(金)（祝日を除く）
月～金曜までの午前8時30分～午後5時
※募集期間は上記期間の1回のみです。2次募集はありません。
- (3) 受付場所 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口（FAX、電子メール、郵送不可）
※採否決定通知書は、6月下旬～7月上旬の発送を予定しています。

5 他の支援事業との調整

令和2年度、市民活動支援金以外に市民活動団体に対する市の助成金（補助金）を予定している事業は次のとおりです。市民活動支援金との併用受給はできませんので、ご注意ください。詳しくは、市民協働課またはそれぞれの担当課までお尋ねください。

- (1) 子育て支援団体活動促進事業補助金 担当：健康福祉部子育て支援課
4月申請受付開始（平成29年度より運用開始済み）
- (2) 三木市ふれあいサロン活動促進事業補助金 担当：健康福祉部福祉課
4月申請受付開始（令和元年度より運用開始済み）

問い合わせ先 三木市市民生活部市民協働課
電話0794-82-2000（内線2497、2498）